

人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について

平成 21 年 3 月
総務省人事・恩給局

1 趣旨

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）により「人事評価制度」が導入されること等に伴い、人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 2 号。以下「府令」という。）について、必要な改正を行う。

2 改正内容

【第 1 条関係】

府令第 1 条第 2 項には、人事記録に記載すべき試験及び資格に関する事項が列記されており、同項第 1 号において「任用に関する競争試験の名称及び合格年月日」が規定されている。

従前、国家公務員の試験として採用試験及び昇任試験を想定していたところ、実際にはこれまで昇任試験が行われていなかったこと、また、任用等に活用するため定期的に能力・実績の評価を行う人事評価制度が導入されることをかんがみ、改正法において、「試験」の文言が「採用試験」に改められた。

これにかんがみ、府令第 1 条第 2 項の「試験」を「採用試験」に改め、同項第 1 号の「任用に関する競争試験」を「採用試験」に改める。

また、人事院規則 8-12 の改正等による条文の改廃が生じたことにかんがみ、同条第 3 項第 1 号部分中、「第 75 条各号（第 3 号及び第 4 号を除く。）」を「第 53 条各号（第 4 号を除く。）」に、第 76 条各号」を「第 54 条各号」に改め、「(職員の定年) 第 11 条各号に掲げる場合」の下に「、人事院規則 11-10（職員の降給）第 7 条に掲げる場合」を加え、「第 12 条各号及び」を「第 12 条各号若しくは」に、「第 75 条第 2 号、第 6 号及び第 7 号並びに第 77 条第 2 号」を「第 53 条第 2 号若しくは第 6 号又は第 55 条第 1 号」に改める。